**○国土交通省令第七十六号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条、第九十七条の三第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （二輪の小型自動車の車両番号）<br>**第三十六条の十八**　二輪の小型自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。<br>一　（略）<br>二　一字のローマ字及び一桁のアラビア数字<br>三　自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字（別表第三）<br>四　四桁以下のアラビア数字<br>2　（略）<br>（検査対象外軽自動車の車両番号）<br>**第六十三条の四**　検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。<br>一　検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示する二桁以下のアラビア数字<br>二　（略）<br>三　自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字<br>四　（略）<br>2　（略）<br>別表第三（第三十六条の十八関係） | （二輪の小型自動車の車両番号）<br>**第三十六条の十八**　二輪の小型自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。<br>一　（略）<br>（新設）<br>二　自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字（別表第三）<br>三　四けた以下のアラビア数字<br>2　（略）<br>（検査対象外軽自動車の車両番号）<br>**第六十三条の四**　検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。<br>一　検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示するアラビア数字<br>二　（略）<br>三　自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字<br>四　（略）<br>2　（略）<br>別表第三（第三十六条の十八関係） |

| 自動車の区分 | 平仮名及びローマ字 |
| --- | --- |
| 1　自動車運送事業の用に供する自動車 | ゆりれ |
| 2　自家用自動車（次号及び第４号に規定するものを除く。） | あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやらるを |
| | |
| 3・4　（略） | （略） |

| 自動車の区分 | 平仮名及びローマ字 |
| --- | --- |
| 1　事業用自動車 | ゆりれ |
| 2　自家用自動車（次号及び第４号に規定するものを除く。） | (1)　次に掲げる文字<br>あいうえかきくけこさすせそたちつてとなにぬねのはひふほまみむめもやらるを<br>(2)　次に掲げる文字をその順序により組み合わせたもの<br>イ　ＣＬＶ<br>ロ　(1)に掲げる文字 |
| 3・4　（略） | （略） |